世田谷区人事行政の 運営等の状況

令和5年12月世 田 谷 区総務部人事課

令和5年度世田谷区人事行政の運営等の状況

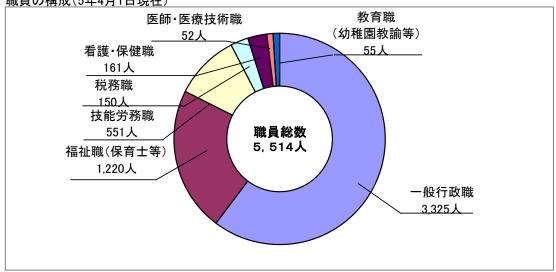
1 職員の給与の状況等 1 総括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 職員の分限及び懲戒処分の状況 ・・・・・・・・・・・11(1)分限処分の状況(2)懲戒処分の状況
(2)職員給与費の状況(普通会計決算) (3) ラスパイレス指数の状況 (4)給与改定の状況	4 職員の服務に関して ・・・・・・・・・・・・・・ 1 15 職員の研修 ・・・・・・・・・・・ 1 1
2 一般行政職給料表の状況 ・・・・・・・・・・・2	6 人事考課制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 3 職員の平均給与月額及び初任給等の状況・・・・・・3 (1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (2)職員の初任給の状況 (3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 4 一般行政職の級別職員数等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 職員の福祉及び利益の保護の状況 1 厚生制度の状況 1 2 (1)特別区職員互助組合 (2)世田谷区職員互助会 (3)職員住宅 2 共済制度の状況
5 職員の手当の状況(再任用職員含む)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 安全衛生管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 平晶が和製作所のの状況 (3) 職員数の推移 2 職員数及び職員の任免状況等 1 職員数・採用・退職・昇任の状況・・・・・・・・・・9~10 (1) 職員数の状況 (2) 職員の採用状況 (3) 職員の退職状況 (4) 昇任選考の状況 2 職員の勤務条件及び服務の状況・・・・・・・・10 (1) 勤務時間等 (2) 休暇の取得状況 (3) 休業の取得状況	 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況・・22~26 (1) 本年のポイント (2) 職員の給与(特別給)に関する報告・勧告 (3) 職員の給与に関する報告 (4) 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見 (5) 定年引上げに関する意見 3 勤務条件に関する措置の要求の状況・・・・・・・・・・・・26 4 不利益処分に関する審査請求の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

世田谷区人事行政の運営等の状況

区では、「世田谷区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与、職員数、任免や服務 の状況等の概要を公表しています。

1 職員の給与の状況等

職員の構成(5年4月1日現在)



- (注) 1 特別会計(国民健康保険事業会計・後期高齢者医療会計・介護保険特別会計)に従事する職員165人を含みます。
 - 2 「職員総数」は、短時間勤務の再任用職員を含みません。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人	千円	千円	千円	%	%
7十/又	915,439	375,041,261	15,246,790	56,655,951	15.1	15.9

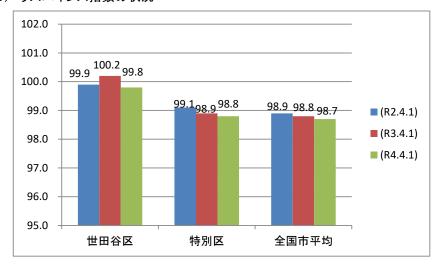
- (注) 1 普通会計とは他の地方公共団体との比較が可能になるように設けられた決算上の会計です。
 - 2 人件費には、特別職(区長等)に支給される給料等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普诵会計決質)

۷.			0770001日迪去可2	.加\日旭女们人开/							
	区分	職員数									
	(本力)	Α	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費B/A				
	4年度	人	千円	千円	千円	千円	千円				
	十一尺	5.331	17.935.583	6 908 513	8.464.964	33 309 060	6.248.2				

- (注) 1 職員数は、4年4月1日現在。
 - 2 職員手当には退職手当を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 特別区平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体(特別区)のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況 ① 日例給

区分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率
	Α	В	A-B	(改定率)	
5年度	円	円	896円	%	%
3十段	379,408	378,512	(0.24%)	0.24	0.24

※「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

0 137334	110016								
		人事委員会の勧告							
区分 民間の支給割合		公務員の支給月数	較差	勧告	年間支給月数				
	Α	В	A-B	(改定月数)					
5年度	月	月	月	月	月				
0十段	4.56	4.45	0.11	0.10	4.55				

^{※「}民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手 当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況(5年4月1日現在)

(単位:四)

						(+ <u>1</u> 1 1
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	147,500	200,500	228,500	254,300	283,900	368,900
最高号給の 給料月額	321,900	355,500	404,400	426,300	452,100	512,600

- 3 職員の平均給与月額及び初任給等の状況 (5年4月1日現在)※(1)(2)の表中の給料は改定前の金額を掲載しています。
- (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
 - ① 一般行政職

0 12 13 72	(-)->v			
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
世田谷区	40.1歳	298,490円	427,825円	374,737円
東京都	42.4歳	316,277円	451,385円	398,074円
玉	_	_	_	_

② 技能労務職

			公務員			民間	(東京都平均])	参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
世田谷区	52.9歳	551人	286,305円	383,897円	351,266円	-	-	-	-
うち清掃職員	53.7歳	265人	296,769円	417,522円	365,455円	廃棄物処理業	-	_	_
うち用務員	53.8歳	123人	288,952円	361,725円	351,691円	用務員	-	_	_
うち守衛	58.3歳	14人	289,171円	394,078円	366,477円	守衛	ı	_	-
うち自動車運転手	56.0歳	1人	314,500円	449,736円	377,400円	自家用乗用自動車運転者	-	_	-
うちその他	50.2歳	148人	264,907円	340,708円	323,892円	_	-	_	-
東京都	50.5歳	1,241人	287,646円	388,055円	354,902円	_	-	_	_
囲	_	-	_	_	-	_	_	_	-

		参考				
区分	年収べ-	年収べ一ス(試算値)の比較				
巨刀	公務員	民間	C/D			
	(C)	(D)	G/D			
世田谷区	_	-	_			
うち清掃職員	6,634,389円	-	_			
うち用務員	5,909,417円	1	_			
うち守衛	6,297,324円	ı	-			
うち自動車運転手	7,188,566円	-	_			
うちその他	5,448,121円	_	_			

③ 幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
世田谷区	40.0歳	338.877円	446.214円

- (注) 1 年収ベースの「公務員(C)」のデータは、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。
 - 2 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 - 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況

=	/ 10055 ** 1011-1101	11170				
	区分		世田谷区	東京都		国
		大学卒	188,200円	187,900円	総合職	189,700円
	一般行政職	入于午	188,200[]	187,900[]	一般職	185,200円
		高校卒	152,100円	152,200円		154,600円
	技能労務職		144,300円	149,600円		151,900円

(注) 1 世田谷区の技能労務職の初任給は、技能Ⅲを記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

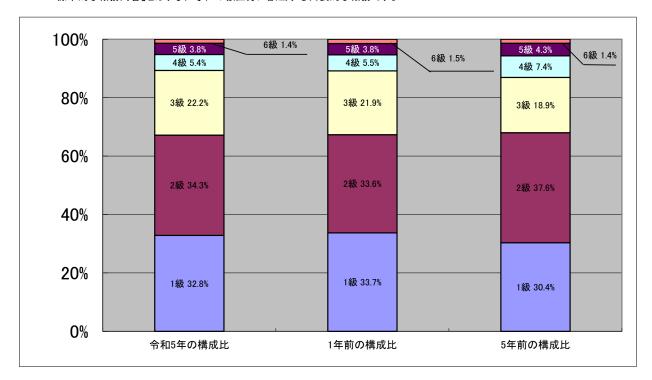
	奴川 丁瓜	ヒカリー・グラーロイイノコ 古具マノイハ ルし		
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	272,721円	323,757円	366,556円
	高校卒	225,550円	268,364円	309,500円
技能労務職		201,380円	_	_

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(5年4月1日現在)

٠.						
	級区分	標準的な職務内容	職員数	構成比		
	6級	6級 部長		1.4%		
	5級	課長	121人	3.8%		
	4級 課長補佐		172人	5.4%		
	3級	係長	700人	22.2%		
	2級	主任	1,085人	34.3%		
	1級	係員	1,037人	32.8%		

- (注) 1 一般行政職のうち、世田谷区給与条例に基づく、フルタイム再任用職員を除く行政職給料表(一)の級区分による職員数です。
 - 2「標準的な職務内容」とは、それぞれの級区分に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況(5年4月1日現在)

区分	5年度	4年度
職員数 ア	3,025人	2,843人
昇給区分AまたはBにより昇給した職員数 イ	931人	881人
比率イ/ア	30.8%	31.0%

[※] 昇給区分Aの職員は、昇給区分C(4号昇給)と比べて2号拡大された昇給幅が付与されます。 昇給区分Bの職員は、昇給区分C(4号昇給)と比べて1号拡大された昇給幅が付与されます。

5 職員の手当の状況(再任用職員含む)

(1) 期末手当・勤勉手当(4年度)

世田谷区		東東	京都		国
1人当たりの平均支給額		1人当たりの平均支給額			
1,587	千円	1,844	4千円		
(支給割合)		(支給割合)		(支給割合)	
◆ 一般職員		◆ 一般職員		◆ 一般職員	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.15月分	2.40月分	2.15月分	2.55月分	2.00月分
(1.35月分)	(1.05月分)	(1.35月分)	(1.05月分)	(1.45月分)	(0.95月分)
◆ 管理職		◆ 管理職(課長級/部	『長級)		
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		
2.00月分	2.55月分	2.00/1.80月分	2.55/2.75月分		
(1.15月分) (1.25月分)		(1.15月分)	(1.25月分)		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職務上の段階、職務の級等による加算措置		職務上の段階、職務の)級等による加算措置	職務上の段階、職務の	級等による加算措置
・職務加算:5~20%		・職務加算:3~20%		・職務加算:5~20%	
・管理職加算:15~20%		・管理職加算:15~25%	Ó	・管理職加算:10~25%	

^{※ ()}内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

勤務成績	勤務成績割合
最上位	支給の都度決定
上位	又和の即及次定
中位	10000/10000
下位	9750/10000
最下位	9500/10000

判定区分	拠出割合
管理職	100/10000
係長級	100/10000
主任	50/10000
統括技能長、技能長、技能主任、係員	25/10000
技能1級職	20/10000

(2) 退職手当(5年4月1日現在)

	世田谷区			国		
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年	
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	早期退職特例措置(2	2~20%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例	列措置(2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,359千円	20,314千円	1人当たり平均支給額	-	_	

^{※ 1}人当たり平均支給額は、4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(5年4月1日現在)

0/ 地域于当(044万)口统证/							
支給実績(4年度決算)		3,912,217千円					
支給職員1人当たり平均支給年額		694,148円					
支給対象地域	支給率	支給対象	東職員数	国の制度(支給率)			
世田谷区	20%		5,636人	20%			
山梨県富士河口湖町	0%		1人	_			

(4) 特殊勤務手当(5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)	61,762千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	149,183円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)	7.8%	
手当の種類(手当数)	6種類	

			り主族		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価		
	妆乳带丝笠	小荷物専用昇降機の検査業務	1台につき180円		
特定危険現場作業手当	施設営繕第一課及び第二課、建築審査課に勤務する職員	乗用貨物用昇降機又はエスカレーター の検査業務	1台につき370円		
15 足心灰板物 [[未丁日	施設営繕第一課及び第二課、建築審 査課、施設課に勤務する職員	建築物等の建設現場において、地上 10メートル以上の足場の不安定な箇所 における工事の監督又は検査業務	日額280~370円 日額280~370円 日額190円 日額520円 日額170~630円 日額3,000円		
有害物質等取扱業務手当	保健所に勤務する職員	有害な物質もしくは薬品を使用し、又は使用することによって発生する毒物に堪えて、試験、研究、検査又は作業を行う業務	日額190円		
		エックス線その他の放射線操作業務	日額520円		
		感染症の患者等に接触する業務			
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	新型コロナウイルス感染症の患者等に			
		接触する業務 ※5月10日付で終了	日額630円		
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務等	日額700円		
一時保護業務手当	一時保護所に勤務する職員	児童の一時保護を行う業務等	日額1,470円		
児童相談所業務手当	児童相談所に勤務する職員	家庭訪問、指導、相談等を行う業務	日額950円		

(5) 時間外勤務手当

(0) (1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(
支給実績(4年度決算)	1,708,492千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	339千円
支給実績(3年度決算)	1,589,187千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	314千円

(6) その他の手当(5年4月1日現在)

<u>6)その他</u>	<u>の手当(5年4月1日現在)</u>		
手当名	内容及び支給単価	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給される手当 ①配偶者 6,000円 ②子 9,000円 (16~22歳の子に対する加算 4,000円) ③父母等 6,000円	272,245千円	184,198円
住居手当	大都市における特殊事情や住宅事情等を考慮して、住居費の一部を補うために支給される手当 月額 8,300円~27,000円	283,927千円	170,835円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給する手当 支給限度額 1ヶ月55,000円	621,568千円	121,376円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づいて支給される手当 職務により41,900円~142,400円	248,815千円	1,179,216円
初任給 調整手当	科学技術等の専門的な知識を有する職員(医師等)の採用を容易にするため、民間における賃金との較差等を考慮して設けられた手当 月額 118,000円~268,500円	6,766千円	2,255,200円
宿日直 手当	宿日直勤務に従事する職員に支給される手当 一回につき2,900円~7,800円	4,419千円	315,614円
寒冷地 手当	寒冷地に所在する公署に勤務する職員に対して11月から翌年3月まで支給される手当 世帯等の状況により月額 7,360円~17,800円	89千円	89,000円
管理職員 特別勤務 手当	管理職員が臨時、緊急の必要等により、週休日又は休日に勤務した場合及び週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給される手当職と勤務時間に応じ、勤務一回につき3,500円~18,000円	654千円	19,818円
休日給· 夜勤手当	休日給…休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に対して 支給される手当 勤務1時間当たりの給与額×135 / 100 夜勤手当…正規の勤務時間における勤務として深夜(22:00~翌5:00)までの間に勤 務することを命じられた職員に対して、その間に勤務した全時間について、割増給与 として支給される手当 勤務1時間当たりの給与額×25 / 100	123,653千円	138,780円
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活している職員に支給される手当 月額 30,000円~44,000円	432千円	432,000円

6 特別職の報酬等の状況(5年4月1日現在) ※表中の給料の金額は改定前の金額を記載しています。

役職	給料月額	報酬月額	地域手当	期末手当	退職手当
区長	1,050,100円	ı	【支給率】 -給料月額の 20%	【算定方式】 {(給料月額+地域手当)+(給 料月額+地域手当)×20/100 +給料月額×25/100}×支給	【算定方式】 給料月額×支給割合×勤 続年数 【支給割合】
副区長	808,300円	-		割合【年度支給割合】	区長 4.76月 副区長 3.15月 【支給時期】 任期ごと
議長	-	926,900円	_	【算定方式】	
副議長	_	784,800円	_	(報酬月額+報酬月額×	
委員長	_	663,600円	_	45/100)×支給割合	_
副委員長	_	631,700円	-	【年度支給割合】	
議員	-	614,700円	_	3.8月	

≪参考≫一般行政職等の職層別年間平均支給額

(単位:歳、千円)

職層名	平均年齢	平均給料 月額(a)	平均諸手当 月額(b)	平均給与月額 (c)=(a)+(b)	年間給与支給額 (d)=(c)×12月	平均期末勤勉手当(e)	平均年間支給額合計 (d)+(e)
一般行政職	40.1	298	129	427	5,124	1,602	6,726
部長	56.2	479	270	749	8,988	3,475	12,463
課長	52.9	418	218	636	7,632	2,762	10,394
係長	49.1	366	160	526	6,312	2,117	8,429
主任	41.1	298	116	414	4,968	1,570	6,538
係員	28.6	214	98	312	3,744	937	4,681
技能職	52.9	286	97	383	4,596	1,540	6,136

- (注)1 平均年齢は5年4月1日現在。
 - 2「平均給料月額」・「平均諸手当」・「平均給与月額」は5年4月分の平均です。
 - 3 「平均諸手当月額」は給料以外の扶養・地域・通勤・住居手当等の合計額の平均です。
 - 4 「平均期末勤勉手当」は4年度実績分の平均です。

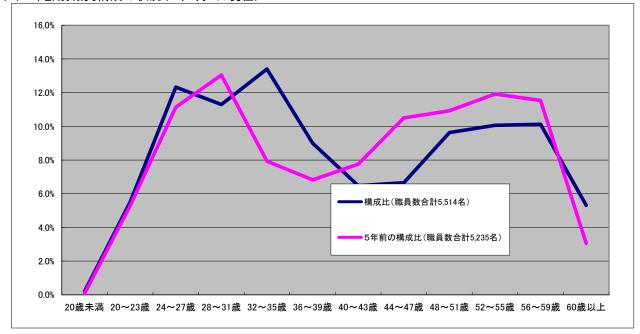
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(単位:人)

		区分	職員		対前年	主な増減理由
部門			5年	4年	増減数	土谷垣火生田
		議会	25	25	0	_
		総務·企画	978	961	17	地域行政推進対応
		税務	150	149	1	システム標準化対応等
普	— 般	民生	2,250	2,228	22	グランドビジョンに基づく体制強化 保育の質の向上対応
普 通 会 計	行 政	衛生	657	676	-19	新型コロナワクチン接種事業の体制見直し
会計	部	労働	0	0	0	-
部	門	農林水産	11	11	0	_
門		商工	37	36	1	育児休業者等対応
		土木	675	676	-1	育児休業者等対応
		計	4,783	4,762	21	<参考>人口1,000人当たり職員数 5.21人
	TALL.	教育部門	566	569	-3	現業退職不補充
		小計	5,349	5,331	18	<参考>人口1,000人当たり職員数 5.83人
会 等 第 部 門		その他	165	168	-3	現業退職不補充
	合		5,514	5,499	15	<参考>人口1,000人あたり職員数 6.01人
条例定数			4,925	4,925		

(2) 年齢別職員構成の状況(5年4月1日現在)



区分	20歳	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	11人	304人	680人	623人	739人	496人	357人	367人	531人	555人	558人	293人	5,514人

(3) 職員数の推移

O 7 700 500 500 500 1E	17							
部門別	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	増減数		122人	66人	94人	10人	21人	313人〔 7.0%〕
加又打」以	職員数	4,470人	4,592人	4,658人	4,752人	4,762人	4,783人	
教育	増減数		-12人	4人	-4人	-22人	-3人	-37人 [6.1%]
教 月	職員数	603人	591人	595人	591人	569人	566人	
公営企業等	増減数		1人	2人	-1人	4人	-3人	3人 [1.9%]
会計	職員数	162人	163人	165人	164人	168人	165人	
合計	増減数		111人	72人	89人	-8人	15人	279人 [5.3%]
	職員数	5,235人	5,346人	5,418人	5,507人	5,499人	5,514人	

≪参考≫その他の職員数の推移

<u> 多句 // (</u>	/戦貝奴♡	フェルイタ						
	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	過去5年間 の増減数(率)
再任用短時間	増減数		0人	-39人	-30人	-24人	-18人	-111人 [-35.5%]
勤務職員	職員数	313人	313人	274人	244人	220人	202人	
会計年度	増減数					132人	7人	
任用職員	職員数				4,775人	4,907人	4,914人	

[※] 会計年度任用職員は、地方公務員法等の改正により2年度より制度を導入し、任用を開始したものです。

2 職員数及び職員の任免状況等

1 職員数・採用・退職・昇任の状況(単位:人)

(1)職員数の状況(5年4月1日現在)

職	部長級	課長級 係長	係長級	主任	係員	指導	幼稚園教育職員				常勤計	再任用	合計
刊以	PhyXux	1/1/1/	VN 12/11/2	-La -La		主事	園長	副園長	主任教諭	教諭	口可使口	(短時間勤務)	ЦП
男	41	123	768	884	760	7	1	0	0	1	2, 585	87	2,672
女	6	26	531	1, 101	1, 222	2	5	4	14	18	2, 929	115	3, 044
計	47	149	1, 299	1, 985	1, 982	9	6	4	14	19	5, 514	202	5, 716

(2)職員の採用状況(4年度)

	事務	福祉	保育士	児童 指導	心理	土木	造園	建築	機械	電気	学芸	食品 衛生
I類	75	9	0	0	0	4	2	2	0	1	0	0
Ⅱ類	0	0	41	24	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ類	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ類 (障害者)	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経験者	9	2	0	0	1	1	0	2	3	3	0	0
氷河期	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幹部・交 流	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	114	11	41	24	1	5	2	4	3	4	0	0
	医師	栄養士	保健師	看護師	検査 技術	作業I	調理	用務	作業Ⅲ	幼教	指導 主事	合計
I類	0	3	11	0	0	0	0	0	0	0	0	107
Ⅱ類	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	70
Ⅲ類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
Ⅲ類 (障害者)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
技能系	0	0	0	0	0	1	3	1	2	0	0	7
経験者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
氷河期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
幹部・交 流	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	10
計	1	3	11	5	0	1	3	1	2	0	4	240

(3)職員の退職状況(4年度)

• •											
	事務	土木	建築	電気	造園	福祉	児指	保育	栄養	保健	看護
定年	54	3	4	0	0	4	2	10	1	2	0
勧奨	17	0	1	0	0	1	1	4	2	2	0
普通	45	0	4	2	2	2	6	29	0	1	4
交流	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
任期	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	124	3	10	2	2	7	9	43	3	5	4
	介護	警備	作I	調理	用務	作Ⅱ	自Ⅱ	作Ⅲ	幼教	合計	
定年	1	2	2	4	6	1	3	7	1	107	
勧奨	0	1	0	1	0	0	0	0	0	30	
普通	0	0	1	1	4	0	0	3	7	111	
交流	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
任期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
計	1	3	3	6	10	1	3	10	8	257	

(4) 昇任選考の状況 (4年度)

	管理職	課長補佐	係長※	主任	技能長	技能主任
有資格者	1, 513	296	1, 011	937	250	31
受験者	29	109	ı	639	36	15
合格者	15	19	92	163	8	7

[※]有資格者全員を対象に能力実証を行っているため、受験者を「-」としています。

2 職員の勤務条件及び服務の状況

(1) 勤務時間等

本厅等の場合
月~金曜日(休日を除く)
勤務時間:
午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分
うち休憩時間 60 分

(2) 休暇の取得状況

年次有給休暇の平均取得日数
16.3日 (4年度)
介護休暇の取得者数
19人 (4年度)

(3) 休業の取得状況

部分休業の取得者数
190 人(4 年度)
育児休業の取得者数
令和 4 年度新規取得者数 186 人
令和3年度から引き続く取得者数167人
配偶者同行休業
4 人

3 職員の分限及び懲戒処分の状況(単位:人)

(1) 分限処分の状況(4年度)

区分	休職	免職	合計
勤務実績がよくない場合	0	0	0
心身の故障の場合	269	0	269
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	1	0	1

(2) 懲戒処分の状況(4年度)

種類	人数
免 職	0
停職	0
減給	0
戒 告	1
合 計	1

4 職員の服務に関して

地方公務員法第30条では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と服務の根本基準を定めています。その他服務に関するものとして、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等の規定があり、地方公務員にはこれらの遵守が厳しく求められています。

5 職員の研修(4年度)

(単位:人)

研修名		件数	受講人数 (常勤職員)	受講人数 (会計年度任用職員)
٧٠.	採用時	16	1, 464	2, 442
必 修 研 修	都区間交流職員	2	0	0
研 修	管理監督者	15	858	0
19	職種、職層別	17	2, 454	0
選択研修	政策形成、法律	5	29	0
	実務、専門等	15	544	146
都、国、具	对団派遣研修 対団派遣研修	22	56	0
各課との共催研修		44	1, 788	164
特別区職員研修所実施研修等		122	698	4
	合計	258	7, 891	2, 756

6 人事考課制度の概要

勤務成績の評定について、地方公務員法第23条の2第1項で「職員の執務については、その任命権者は、 定期的に人事評価を行わなければならない。」また、同法第23条の3で「任命権者は、前条第一項の人事 評価の結果に応じた措置を講じなければならない。」と定めています。

区では、平成9年度から職員の自己申告制度等を基本とした人事考課制度を導入し、職員一人ひとりの能力、態度、業績等の評価を行い、職員の能力開発、人材育成、人事異動等に活用してきました。平成19年1月から、評定結果を給与制度、職員の育成に連動させた「新たな人事考課制度」を実施しています。

3 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況(令和5年3月末日現在)

地方公務員法42条は、「厚生制度について、地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければならない。」としています。これに基づき、世田谷区では、職員住宅の設置や職員互助会による各種事業を行っています。また、特別区職員互助組合では、23 区共同の事業を実施しています。

(1) 特別区職員互助組合

特別区職員互助組合は、特別区及び特別区の一部事務組合職員の相互共済及び福利厚生を図ることを 目的に設置され、職員とその被扶養者等に対する各種の福利厚生事業を23区共同で効率的に実施して います。

これらは、組合員が負担する組合費と保険の事務手数料等の事業収入で行っています。

組合員数 (令和5年1月1日現在)	組合費	事業内容
67, 324 人	給料月額の 1.7/1000	保険事業(グループ保険、積立年金保険等)、ライフプラン事業(セミナー等)、相談事業(健康相談等)、会員制施設事業(宿泊施設等)等、23区全体でスケールメリットを生かした福利厚生事業を行っています。

(2) 世田谷区職員互助会

世田谷区職員互助会は、職員の福利厚生の増進を図ることを目的に条例により設置され、各種の福利厚生事業を行っています。

互助会事業は、職員の会費と区からの交付金で運営しています。令和4年度の会費総額が93,09 0千円、令和4年度区交付金決算額が82,865千円となっています。

	会費			区交付金	
会員数	区の常勤職員及び 再任用フルタイム職員	区の再任用短時間職員、 特別職非常勤職員及び 会計年度任用職員	令和4年度 会費総額	令和4年度 区交付金決算額	1人 当たり
6,057人	給料(報酬)月額の 2.5/1000+580円	給料(報酬)月額の 2.0/1000+580円	93, 090, 665 円	82, 865, 000 円	13,680 円

事業内容 給付に関すること、保養・保健に関すること、体育・文化活動の助成に関すること、教養及び会員 相互の親睦に関すること、食堂・売店に関すること、その他の福利厚生に関すること

(3)職員住宅

世田谷区では、災害時に必要な災害対策要員の確保及び職員の福利厚生を目的として職員住宅を設置しています。戸数は家族住宅が3戸、独身住宅が165戸、合計で168戸になります。

2 共済制度の状況(令和5年3月末日現在)

地方公務員法第43条では、「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」と規定しており、その制度は地方公務員等共済組合法で定められています。

東京都職員共済組合では、東京都、東京消防庁、特別区の職員の短期給付事業、長期給付事業及び福祉 事業を行い、職員とその家族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資する ことを目的として運営されています。

各事業に要する費用は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われており、短期給付事業に係る育児・介護休業者の公的負担金及び長期給付事業の公的負担分を除き、組合員と地方公共団体で1: 1の割合で負担しています。掛金及び負担金の額は共済組合の定款で定められています。

組合員	事業内容
163, 025 人	長期給付(年金、短期組合員除く)、短期給付(健康保険)、福祉事業(貸付、健康管理事業等)

掛金(東京都、特別区の常勤職員・再任用職員(フルタイム))				
標準報酬月額に乗じる率期末手当等の額に乗じる率				
厚生年金掛金	91.500/1,000	91.500/1,000		
学生平並掛金	(70 歳未満)			
短期掛金	37.700/1,000	37.700/1,000		
福祉掛金	1.760/1,000	1.760/1,000		
Λ=#+H Λ	9.000/1,000	9.000/1,000		
介護掛金	(40 歳	~65 歳未満)		
退職等年金掛金	7.500/1,000	7.500/1,000		
芝椒寺牛並街並	(短期	組合員除く)		

3 安全衛生管理の状況(令和4年度)

安全衛生管理とは、労働災害を未然に防止し、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、 快適な職場環境の形成・促進を組織的・体系的に行うことです。

基本となる法律は、労働安全衛生法であり、地方公務員にも適用されます。労働安全衛生法は、事業者の責務として、単に最低基準の遵守にとどまらず、事業場内における責任体制を確立し、事業者の自主的活動を促進することなどを定めています。

世田谷区では、これを踏まえ、職場における職員の安全と健康を確保するため、安全衛生委員会や協議会を設置し、健康安全管理の指導・啓発を行っています。

職員の健康保持・増進を図るため、一般健康診断及び業務内容に応じた特殊健康診断の実施と健康診断結果に基づく事後指導、また、ストレスチェックの実施とその結果に基づく面接指導を実施しています。 更に、職員が心身ともに健康で働くことができるよう、心の健康対策として「心の健康づくり事業」を実施しています。

(1) 定期健康診断

対象者数	受診者数	受診率
5,457人	5,015人	91.90%

(2) 職員健康相談・指導(延べ人数)

産業医・保健師等による	る 産業医による相談・指導		外部専門家による
個別相談・指導	メンタルヘルス	過重労働関連	メンタルヘルス相談
1, 271	3 3 4	8 4	9 5 1

4 公務・通勤災害の状況(令和4年度)

地方公務員法第45条では、「職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となり、又は船員である職員が公務に因り行方不明となった場合においてその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害は、補償されなければならない。」と規定しており、補償に関する制度は地方公務員災害補償法で定められています。

なお、公務・通勤災害の補償については、地方公務員災害補償法に基づき、全国で統一的に実施されており、地方公務員災害補償基金が地方公共団体に代わって実施しています。

災害種別	認定件数
公務災害	45件
通勤災害	13件
計	58件

5 職員被服貸与

世田谷区被服貸与規程に基づき、職員の職務遂行上必要不可欠な被服を貸与することを目的に、該当者内の希望者に貸与しています。主な貸与品目と対象者は以下のとおりです。

貸与品目	対象者	
作業服	土木・建築・清掃職員等	
防寒服	土木・建築・清掃職員等	
運動着	保育園・児童館職員等	
調理用白衣	保育園職員等	
医務服	保健所検査職員等	
保育着	保育園職員等	
前掛け	保育園職員等	

4 特別区人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況 (4年度)

(1) 採用試験等

①受験資格等の概要

職種	採用区分/ (試験・選考区分)	国籍 要件	年齢	経歴・資格・免許	その他
	事務 土木造園 (土木) 土木造園 (造園) 建築 機械 電気	有	22 歳以上 32 歳未満	_	・活字印刷文による出題に対応できる人(ただし、事務については点字
I	福祉	無	22 歳以上 30 歳未満	社会福祉士、児童指導員又は保育士※4	による出題に対応できる 人も受験できる。) ・22 歳未満の者で学校教
類	心理		40 歳未満	心理学科を卒業した人又はこれに相当する人	育法に基づく大学(短期
	衛生監視(衛生)	4	22 歳以上	食品衛生監視員及び環境衛生監視員	大学を除く。)を卒業した 人又はこれと同等の資格
	衛生監視(化学)	有	30 歳未満	_	があると人事委員会が認める人
	保健師	無	22 歳以上 40 歳未満	保健師	
Ⅲ類	事務	有	18 歳以上 22 歳未満	_	活字印刷文又は点字によ る出題に対応できる人
障害者 ※ 1	事務	有	18 歳以上 32 歳未満		

職種	採用区分/ (試験・選考区分)	国籍 要件	年齢	経歴・資	格・免許	その他				
	事務				-					
	土木造園(土木)									
	建築	有		民間企業等での業務従事歴が4年以上ある人	日の戦性に関連する未					
経	機械			, - , -	務に従事(ただし、福 祉・児童福祉・児童指					
経 験 者 1	電気			導・児童心理について は、上記のうち児童相						
級	福祉			談所等での業務従事歴	育士の資格を有していること(※4) 児童心					
	児童福祉	無		が 2 年以上ある人(※3))	理は心理学科を卒業した人又はこれに相当す					
	児童指導	無			る人)					
	児童心理									
	事務				_	活字印刷文による出題 に対応できる人(ただ				
経	土木造園(土木)	有	60 歳未満	民間企業等での業務従事歴が8年以上ある人	当該職種に関連する業	し、事務については点 字による出題に対応で				
経験者2級	建築			(児童福祉·児童指		きる人も受験できる。)				
	福祉			導・児童心理について は、上記のうち児童相	士、児童指導員又は保	~0/				
主任	児童福祉	- 111	無		談所等での業務従事歴	ること(※4)。 児童心				
	児童指導			が 3 年以上ある人(※3))	た人又はこれに相当す					
	児童心理				る人)					
経験者3	児童福祉							民間企業等での業務従 事歴が12年以上ある人 (児童福祉・児童指	当該職種に関連する業務に従事(ただし、児童福祉・児童指導については社会福祉士、児	
級(係長級)	児童指導	無		導・児童心理について は、上記のうち児童相 談所等での業務従事歴	童指導員又は保育士の 資格を有していること (※4)。児童心理は心					
炒	児童心理			が5年以上ある人(※ 3))	理学科を卒業した人又 はこれに相当する人)					
就職氷河期世代 ※2	事務	有	昭和 45 年 4月2日か ら昭和 61 年4月1日 までに生ま れた者	_	_	活字印刷文又は点字に よる出題に対応できる 人				

- ※1 障害者を対象とする採用選考の略
- ※2 就職氷河期世代を対象とする採用試験の略
- ※3児童相談所等での業務従事歴については、下記の経験を指す。

児童福祉:児童相談所(一時保護所を含む。)又は児童福祉施設における相談援助業務経験

児童指導:児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務経験

児童心理:児童相談所(一時保護所を含む。)等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設にお

ける心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務経験

※4 試験区分「福祉」「児童福祉」「児童指導」における受験資格の「経歴・資格・免許」のうち「保育士」 については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

※5 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人

②試験日程

区分	I 類採用試験 【一般方式】	I 類採用試験 【土木・建築新方式】	Ⅲ類採用 試験	経験者採用 試験・選考	障害者を対象 とする採用選 考	就職氷河期世代 を対象とする 採用試験		
告 示	3月18日(金)	3月18日(金)	6月23日(木)	6月23日(木)	6月23日(木)	6月23日(木)		
申込受付	3月18日(金)~ 4月4日(月)	3月18日(金~ 4月4日(月)	6月23日(木)~ 7月14日(木)	6月23日(木)~ 7月14日(木)	6月23日(木)~ 7月14日(木) ※郵送申込は7月13 日(水消印有効)	6月23日(木)~ 7月14日(木)		
第1次試験· 選考(筆記)	5月1日(日)	5月1日(日)	9月11日(日)	9月4日(日)	9月11日(日)	9月4日(日)		
第1次 合格発表	6月24日(金)	6月24日(金)	10月21日(金)	10月21日(金)	10月12日(水)	10月21日(金)		
第2次試験· 選考(面接)					11月4日(金) 11月7日(月)	10月29日(土) 10月30日(日) 11月5日(土) 11月6日(日)	10月31日(月) 11月1日(火) 11月2日(水)	11月3日(木)
最終合格発表	7月26日(火) (技術系) 8月3日(水) (技術系以外)	7月26日(火)	11月18日(金)	11月18日(金)	11月18日(金)	11月18日(金)		

※技術系…十木造園(十木)・十木造園(造園)・建築・機械・電気の試験区分

③ 実施状況

(単位:人)

									\ 1 I=	L . /\)
採用区分	職種 (試験・選考区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数		
		4年度	3年度	比 較 増△減	4年度	3年度	比 較 増△減	4年度	比 較 増△減	
	事務	9, 374	11, 449	△2,075	8, 417	9, 019	△602	2, 308	1,881	427
	土木造園 (土木)	151	283	△132	135	214	△79	82	109	△27
	土木造園 (造園)	52	67	△15	45	47	$\triangle 2$	32	18	14
	建築	81	117	△ 36	75	100	△25	55	59	$\triangle 4$
	機械	54	68	△14	49	54	△5	31	27	4
l I 類	定定	72	110	△38	56	72	△16	32	24	8
【一般方式】	福祉	445	468	△23	411	399	12	229	211	18
	心理	169	217	△48	137	156	△19	44	60	△16
	衛生監視 (衛生)	135	134	1	128	117	11	74	52	22
	衛生監視 (化学)	41	64	△23	38	47	△9	10	7	3
	保健師	401	449	△48	370	376	$\triangle 6$	207	212	△5
	小計	10, 975	13, 426	△2, 451	9, 861	10,601	△740	3, 104	2, 660	444
	土木造園 (土木)	45	138	△93	38	95	△57	21	38	△17
I 類 【土木・建築新方式】	建築	47	70	△23	44	47	△3	31	26	5
	小計	92	208	△116	82	142	△60	52	64	△12
Ⅲ 類	事務	2, 995	3, 638	△643	2, 561	2, 904	△343	435	392	43
Ⅲ類【障害者を対象 とする採用選考】	事務	220	343	△123	169	255	△86	72	80	△8

(単位:人)

捋	采用区分	職 種 (試験・選考区分)		申込者数		受験者数			最終合格者数		
			4年度	3年度	比較増△減	4年度	3年度	比較増△減	4年度	3年度	比 較 増△減
		事務	1, 702	1, 799	△97	1, 287	1, 302	△15	215	172	43
		土木造園 (土木)	46	48	$\triangle 2$	37	35	2	26	13	13
		建築	25	45	△20	18	35	△17	11	21	△10
		機械	31	29	2	21	19	2	10	7	3
	1 級 職	電気	37	37	0	25	24	1	14	11	3
	職	福祉	66	63	3	50	51	$\triangle 1$	36	27	9
		児童福祉	29	24	5	25	21	4	13	14	△1
		児童指導	15	14	1	14	12	2	13	11	2
		児童心理	26	33	△7	23	30	△7	15	16	△1
		小計	1, 977	2, 092	△115	1,500	1, 529	△29	353	292	61
経		事務	968	1, 093	△125	695	762	△67	88	59	29
経験者		土木造園 (土木)	36	35	1	28	19	9	12	6	6
		建築	34	26	8	26	20	6	18	6	12
	2 全主	福祉	32	53	△21	30	42	△12	17	15	2
	2 級職	児童福祉	35	28	7	34	27	7	20	17	3
		児童指導	3	13	△10	3	12	△9	3	9	$\triangle 6$
		児童心理	14	9	5	12	9	3	10	6	4
		小計	1, 122	1, 257	△135	828	891	△63	168	118	50
		児童福祉	13	15	$\triangle 2$	12	13	△1	7	7	0
	3 (係長級)	児童指導	2	1	1	2	1	1	1	1	0
		児童心理	8	9	△1	8	9	△1	5	8	△3
		小計	23	25	$\triangle 2$	22	23	△1	13	16	△3
就職	氷河期世代	事務	1, 136	1, 359	△223	855	974	△119	53	42	11
	合	計	18, 540	22, 348	△3, 808	15, 878	22, 348	△1, 441	4, 250	3, 664	586

(2) 採用選考等

令和4年度人事委員会が実施した世田谷区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

① 専門職採用選考

区分	合格者数
医療専門職(医師の課長級以上)	0人
行政専門職(法務の課長級以上)	0人

② 一般職の任期付職員

法第三条※1に基づく採用

採用職層	採用承認人数
主任	0人
係長	0人
課長補佐	0人
課長	1人
部長	2 人

法第四条※1に基づく採用

採用職層	合格者数
係員(1級職)	0人
課長	0 人
部長	0人

※1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

(3) 管理職選考(令和4年度)

① 受験資格及び選考方法

	受験資格	日本国籍を有するの在職期間が6年	要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢 55 歳未満で、主任以上				
		全部受験方式	受験資格を満たしている人が、筆記考査(択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題)全てを受験する方式				
		分割受験方式	受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。				
I類	受験方式	免除受験方式	択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式 問題を受験する方式				
		前倒し受験方式	主任の職にあり、その在職期間が3~5年目の人(経験者採用制度により採用された人等の特例あり)が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。				
	選考方法	筆記考査 (択一・	短答式問題、記述式問題、論文式問題)、勤務評定、口頭試問				
	免除資格	年間の択一・短答 受験資格を満たさ	沢一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験年度以降の3 年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。※翌年度に I 類(全部、分割、免除)の 受験資格を満たさない者については、原則として、受験資格を満たす年度以降3年間の択一・ 短答式問題受験の免除資格を付与する。				
Ⅱ類	受験資格		要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢 46 歳以上 56 歳未満で、 間が 2 年以上の人				
	選考方法	筆記考査(事例式	論文)、勤務評定、口頭試問				

② 実施状況(合格者決定)

1:1	Y THE Y	選考	受	験者数(A)	口頭試	問進出者数	数 (B)	合	·格者数((<u>;</u>)	台	}格率(C∕	(A)
	別	区分	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減
		事務	178	175	3	90	89	1	51	59	△8	28. 7	33. 7	△5.0
		技術 I	25	27	△2	8	5	3	4	4	0	16. 0	14.8	1. 2
	全部	技術Ⅱ	23	16	7	12	8	4	9	7	2	39. 1	43.8	$\triangle 4.7$
	土印	技術Ⅲ	11	13	$\triangle 2$	2	2	0	1	1	0	9. 1	7. 7	1. 4
		技術計	59	56	3	22	15	7	14	12	2	23. 7	21.4	2.3
		全部計	237	231	6	112	104	8	65	71	$\triangle 6$	27. 4	30. 7	△3.3
I類		事務	158	163	$\triangle 5$	101	118	△17	56	59	$\triangle 3$	35. 4	36. 2	△0.8
	免除	技術I	42	33	9	32	13	19	22	8	14	52. 4	24. 2	28. 2
		技術Ⅱ	18	13	5	10	6	4	5	5	0	27.8	38. 5	△10. 7
	光床	技術Ⅲ	35	35	0	10	9	1	7	6	1	20.0	17. 1	2.9
		技術計	95	81	14	52	28	24	34	19	15	35.8	23. 5	12. 3
		免除計	253	244	9	153	146	7	90	78	12	35. 6	32. 0	3. 6
		小計	490	475	15	265	250	15	155	149	6	31. 6	31. 4	0.2
		事務	31	42	△11	29	41	△12	24	33	△9	77. 4	78. 6	△1.2
П	類	技術	12	22	△10	8	13	△5	8	11	△3	66. 7	50. 0	16. 7
		小計	43	64	△21	37	54	△17	32	44	△12	74. 4	68.8	5.6
	合計		533	539	$\triangle 6$	302	304	$\triangle 2$	187	193	$\triangle 6$	35. 1	35. 8	△0.7

(単位:人、%)

(単位:人、%)

③ 実施状況 (免除者決定)

		対	象者数			免险	余者数			免除率			
		受	験方式別	为訳		受	験方式別隔	 为訳		受	験方式別隔	 村訳	
	計 A	全部 A1	分割 A2	前倒し A3	計 B	全部 B1	分割 B2	前倒し B3	計 B/A	全部 B1/A1	分割 B2/A2	前倒し B3/A3	
事務	481	122	105	254	126	29	19	78	26. 2	23.8	18. 1	30. 7	
技術 I	63	21	16	26	17	8	3	6	27. 0	38. 1	18.8	23. 1	
技術Ⅱ	50	14	15	21	17	4	6	7	34. 0	28.6	40.0	33. 3	
技術Ⅲ	40	8	15	17	13	5	2	6	32. 5	62. 5	13. 3	35. 3	
技術計	153	43	46	64	47	17	11	19	30. 7	39. 5	23. 9	29. 7	
計	634	165	151	318	173	46	30	97	27. 3	27. 9	19. 9	30. 5	

- (注) 1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数
 - 2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、合格にいたらなかった人
 - 3 分割とは、分割受験方式で受験した人
 - 4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人
 - 5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則(地方公務員法第14条)、均衡の原則(地方公務員法第24条第2項)及び職務給の原則(地方公務員法第24条第1項)に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与等に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。令和4年は、10月11日に23区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである

(1) 本年のポイント

◇月例給

公民較差896円(0.24%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

◇特別給(期末手当·勤勉手当)

年間の支給月数を 0.1 月引上げ(現行 4.45 月→4.55 月)、勤勉手当に割振り

◎ 職員の平均年間給与は、約5万4千円の増

(2) 職員の給与に関する報告・勧告

① 職員と民間従業員との給与の比較

ア 職員給与等実態調査の内容(4年4月)

職員数	民間	引従業員と比較した職員	
順 貝 剱	職員数	平均給与月額	平均年齢
56,612 人	31, 330 人	378, 512 円	38.9 歳

イ 民間給与実態調査の内容(4年4月)

区 分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の 1,111 民間事業所を実地調査(調査完了 692 事業所)

ウ 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
379, 408 円	378, 512 円	896 円 (0.24%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.56月分	4. 45 月	0.11月

エ 本年の公民較差算出

本年の報告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差 896 円 (0.24%)を解消するため。月例給を引き上げることとし、給料表改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△1,007 円である

才 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,443人に対し、本年4月1日時点で1,147人、減少数は296人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の38人で約13%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

② 改定の内容

ア 給料表

I 行政職給料表(一)

・ 初任給について、国や民間企業における初任給の動向等を踏まえて引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
I 類	183, 700 円	188, 200 円	4,500 円
Ⅲ類	147, 100 円	152, 100 円	5,000円

・ 初任給の引上げを踏まえ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう改定

Ⅱ その他の給料表等

- ・ その他の給料表は、行政職給料表(一)との均衡を考慮した海底
- ・ 再任用職員は、本年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから改定なし

イ 特別給(期末手当・勤勉手当)

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.1 月引上げ
- ・ 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り
- ・ 3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分(令和5年度から)

○管理職員以外の職員の支給月数

		令和4年勧告前	令和4年勧告後	令和5年度以降
	6月期	1.05月	1.05月	1.2月
##十二十二	12月期	1.1月	1.1月	1.2月
期末手当	3月期	0. 25 月	0. 25 月	_
	計	2.4月	2.4月	2.4月
	6月期	1.025 月	1.025 月	1.075月
勤勉手当	12 月期	1.025 月	1. 125 月	1.075月
	計	2.05月	2. 15 月	2.15月
支給月	数計	4. 45 月	4. 55 月	4.55月

ウ 実施時期

月例給:令和4年4月1日特別給:条例の公布の日

(参考1)公民較差解消による配分

給料	諸手当	はね返り	計
747 円	0 円	149 円	896 円

(参考2) 公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額(公民比較対象職員)

改定前	改定後	差
約 6, 286 千円	約 6,340 千円	約 54 千円

(3) 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

ア 人事・給与制度

I 人材の確保

(特別区の魅力と役割)

- ・ 先進都市として進化し続ける東京の中核である特別区では、幅広い行政サービスを提供するとと もに、地域と協働し、先進的でダイナミックな取組を展開
- ・ 魅力ある未来を創り出す力を持つ有為な人材の確保が必須

(人材確保をめぐる状況と採用制度の見直し)

- ・ 本年度の特別区職員採用試験・選考の申込者数は、大幅に減少。特別区が受験者の就職先として 選択されるよう、不断に研究を積み重ね、採用制度を見直し
- ・ 技術関係職種は、多様で豊かな知識、技術、経験を持つ人材を確保するため、試験実施方法・内 容をよりチャレンジしやすいものに変更
- ・ デジタル技術やデータを活用した区民の利便性の向上に対応できる人材の確保が急務。令和5年 度秋の実施に向けて新たな採用試験・選考制度を検討
- ・ 就職氷河期世代を対象とする採用試験の継続に向けた準備。障害者を対象とする採用選考の年齢 制限撤廃に係る制度の見直し

(採用 P R 等の戦略的な展開)

- ・ 特別区ならではの魅力を伝えるべく、対面及びオンライン双方の利点を活かし、PR活動を更 に強化
- ・ 各区においては、独自のPRとともに、積極的なインターンシップの受入れ等の対応を検討することが必要

Ⅱ 人材の育成

(人事評価制度の適切な運用)

- ・ 人事評価制度は、地方公務員法に基づく、人事管理の基礎。制度の公平性や納得性を高め、任 用・給与の面で更なる活用が必要
- ・ 一部の区で管理職員への本人開示や評価者研修が未実施。本人開示制度の整備とともに、評価者 研修を早急に実施することが必要。昇任選考では、複数年度の評価結果を活用することで、選考の 精度をより高めることが必要

(若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 将来にわたり質の高い区民サービスを提供していくためには、次代を担う若年層職員の昇任意欲 を醸成するとともに、計画的な人材育成を行うことが重要
- ・ 研修等のOff f J T と O J T の連動による相乗効果や、自己啓発等の更なる支援について進めていくことが必要。OJ T においては管理監督職の役割も重要であり、職員の気づきを促し、モチベーションを向上させる指導が有用。他団体等への派遣研修等も有効な手段

(管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 多様な課題に的確に対応し、持続可能な区政運営の実現には、管理監督職による職員の人材育成 や組織マネジメントが重要であり、計画的育成が必要
- ・ 管理職選考種別 I 類は、令和 5 年度からの役職定年制の導入を受け、より積極的な活用が必要女 性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けて一層の取組が必要
- 種別Ⅱ類は、任命権者において、公平性及び公正性が担保された選考を実施し、的確な人材の確

保がなされるよう留意

Ⅲ 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 高齢層職員が知識・経験を活かして活躍するとともに、その知識・経験を次代の職員に継承できるようにすることで、若年層を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要
- ・ 国の検討状況等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、研究を継続

イ 勤務環境の整備等

I 長間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・ より良い区民サービスを実現するためには、職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいや充実感をもって働ける職場づくりが不可欠。長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署については、より一層、縮減に向けた不断の取組を進めることが必要
- ・ 長時間労働の是正に向けて、ICTを活用した業務の効率化等とともに、臨時的な職員の応援、 職員配置の見直し等、様々な対策を講じることが必要
- ・ 教育現場の多忙化解消が喫緊の課題。意識改革とともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に 向けて、実効性を伴う対策が必要

Ⅱ 多様で柔軟な働き方

- ・ テレワークの推進にあっては、より円滑にテレワークを実施するための環境整備を行うことで、 希望する誰もが、端末一つで、どこでも仕事ができる環境となるような仕組みづくりが肝要。テレ ワークの活用拡大と同時にICT活用による業務プロセス改善を図り区民サービスの向上に寄与
- ・ 引き続き国の検討状況等を注視し、フレックスタイム制等の多様で柔軟な働き方に関する諸制度 の導入や必要な規定の整備について、任命権者と連携を取りながら検討

Ⅲ 仕事と生活の両立支援

(男性職員の育児休業の取得促進)

- ・ 男性職員の育児休業の取得率は年々上昇し、国が掲げる 30%の目標値を特別区全体としては達成 している一方で、未達成の区がある。また、育児休業の取得期間は、女性職員の取得者より短期間
- ・ 男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、意識啓発等の取組により、希望する職員誰もが 育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していくことが必要
- ・ 個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間・時期・回数を取得できるよう、育休代替等 の弾力的な人員配置を行うなど、安心して育児休業を取得できる環境整備が必要

(不妊治療のための休暇の導入)

・ 職員へ不妊治療のための休暇制度を周知し、理解促進に努めるとともに、プライバシーの保護に 十分配慮しながら、安心して不妊治療のための休暇を取得しやすい職場風土の醸成が必要

IV メンタルヘルス対策の推進

- ・ 多くの職員が、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響を懸 念
- ・ ストレスチェックの判定結果をセルフケアに活用するとともに、管理職は、組織のストレス傾向 を踏まえて職場環境の改善を図ることで、メンタルヘルス不調を未然に防止
- ・ メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理職から積極的に声掛けを行うなど、早期発 見及び早期対応することが重要

V ハラスメントの防止対策

各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意

識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、 組織の問題として迅速に対応することが重要

・ パワー・ハラスメント防止には、管理職の役割が極めて重要。職層研修を活用するなどして、対 応能力の向上が必要

ウ 区民からの信頼の確保

- ・ 職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、 区民サービスの提供に影響。従来の不祥事防止策に加えて、公益通報制度が有効に活用される取組 の強化が必要
- ・ 職員の意識啓発に取り組み、高い倫理意識や使命感のかん養を図るとともにコンプライアンス意 識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度中における世田谷区の措置要求の状況

前年度からの継続件数 A	4年度提起件数 B	完結件数 C	翌年度継続件数 A+B-C
0	0	0	0

4 不利益処分に関する審査請求の状況

令和4年度中における世田谷区の審査請求の状況

前年度からの継続件数 A	4年度提起件数 B	完結件数 C	翌年度継続件数 A+B-C
35	0	0	35